

人間ドックと脳ドックの受診費用を補助

■申込期間 4月6日(水)～15日(金)
午前8時30分～午後5時 ※4月15日(金)消印有効

■定員と対象者

区分	定員	申込条件
国保加入者	人間ドック 800人	①4月末日時点で6カ月以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人 ②40歳以上75歳未満(受診時)の人 ③妊娠や入院していない人
	脳ドック 500人	
後期高齢者医療制度加入者	人間ドック 300人	①市から被保険者証の交付を受けている人 ②後期高齢者医療保険料を完納している人 ③入院していない人
	脳ドック 150人	

※脳ドックについては、前年度に市の脳ドック助成制度を利用した人は申込不可。
 ※脳ドックに胃の検査はありません。
 ※定員を超えた場合は抽選で決定しますが、前年度に同助成制度を利用していない人を優先します。
 ※抽選結果は4月下旬ごろに郵送にてお知らせしますが、健診内容は希望に沿えない場合があります。
 ※人間ドックや併用ドックを受診した人は、同年度の特定健康診査、後期高齢者健康診査を受診することはできません。

国民健康保険(国保)、後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。
 ■受診期間 利用券到着後～令和5年3月31日
 ■自己負担額 受診費用の3割相当額(医療機関・男女・胃部検査方法により異なります。また、後期高齢者医療制度加入者の人間ドック自己負担額は、受診費用から11,000円を差し引いた額)
 ■申込方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、積極的に郵送申

■自己負担額(参考)

	国保	後期高齢
人間ドック	14,000円前後	36,000円前後
脳ドック	12,000円前後	12,000円前後
併用ドック	23,000円前後	46,000円前後

込をご活用ください。
 ■郵送申込 ハガキまたは封書に一人1枚ずつ、①住所②氏名③電話番号④性別⑤生年月日⑥年齢⑦希望の医療機関名⑧希望の健診内容(人間

■受診できる医療機関

医療機関名	人間ドック	脳ドック	併用ドック	胃の検査法	
				カメラ	バリウム
京都第一赤十字病院	○	○	○	○	○
京都きづ川病院	○	○	○	○	○
蘇生会総合病院	○	○	○	○	○
大和健診センター	○	○	○	○	○
京都田辺中央病院	○	○	○	○	○
知音会御池クリニック(男性専用<注1>)	○	○	○	○	○
知音会御池クリニックレディースプラザ(女性専用)	○	○	○	○	○
知音会四条烏丸クリニック	○	○	○	○	○
京都工場保健会総合健診センター	○	○	○	○	○
京都工場保健会宇治健診クリニック	○	○	○	○	○
京都市立病院	○	○	○	○	○
美杉会健診センター(婦人科なし)	○	○	○	○	○
京都予防医学センター	○	○	○	○	○
くずは画像診断クリニック(婦人科なし)	○	○	○	○	○
京都岡本記念病院	○	○	○	○	○
創健会西村診療所	○	○	○	○	○
武田病院健診センター	○	○	○	○	○
山科武田ラクト健診センター	○	○	○	○	○
宇治武田病院健診センター	○	○	○	○	○
医仁会武田総合病院健康管理センター	○	○	○	○	○

注1 脳ドックのみの場合は、女性も受診可。
 ※併用ドックとは、人間ドックと脳ドックの両方をいいます(抽選結果により、どちらか一方の当選となる場合があります)。
 ※標準的な検査項目や費用等、詳細は市ホームページ(4月6日掲載予定)をご覧ください。

ドック・脳ドック・併用ドックのいずれか)⑨希望の胃の検査法(カメラ・バリウムのいずれか)⑩保健指導等の活用のため、受診結果の写しが医療機関から市に提出される旨の同意(⑩「同意する」)を記入し、

〒614-8501 国保医療課 人間ドック受付係へ。
 ※電話・市ホームページでの申し込みはできません。
 ■窓口申込 保険証を持参して国保医療課へ。

☎国保医療課(☎983-2962)

医療費のお知らせの発送月が変わります

国民健康保険加入者の皆さまにご自身の治療等にかかった医療費について確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために「医療費のお知らせ」を世帯主宛てに年6回送付していましたが、令和4年度より年4回に変更します。

※右の表の診療月は医療費のお知らせを発行した時点で、医療機関等より請求を受けた分の情報を元に作成しています。請求が遅れた場合は、この限りではありません。
 ※発行日以降に資格等の変更があった場合、修正の通知は発行しておりません。

■変更前(令和3年度まで)

発送月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
診療月	前年12月・1月	2・3月	4・5月	6・7月	8・9月	10～12月

今年度から

■変更後(令和4年度から)

発送月	6月	9月	12月	2月
診療月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月

☎国保医療課国保係(☎983-2962)

木造住宅の耐震性を高めるために

市内の木造住宅を対象に、耐震診断(一般診断法)を行う耐震診断士派遣事業と耐震性を向上させる改修工事に助成する耐震改修費助成事業を実施します。

なお、募集戸数は決まり次第、市ホームページにてお知らせします。

1 木造住宅耐震診断士派遣事業

京都府木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。

▶対象となる住宅 次のAとBのいずれにも該当する木造住宅

A昭和56年5月31日以前に着工された住宅もしくは平成30年6月18日の大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅

B延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供している住宅

▶自己負担 1戸あたり3,000円

2 木造住宅耐震改修費助成事業

耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された木造住宅で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されている住宅の耐震性を向上させる改修工事にに対し助成します。

▶各事業の注意事項

※丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象外です。
 ※申請前に耐震設計や耐震改修工事(簡易改修、シェルター設置を含む)の契約締結および工事着工をした場合は補助対象外です。

※申請者は住宅の所有者または居住者に限ります。また、賃貸住宅などは所有者の同意が必要です。

※市が補助金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。

☎・☎申請書に添付書類を添えて、4月15日(金)～12月28日(水)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時除く)に都市整備課(☎983-5049)へ(申請書は、都市整備課窓口、市ホームページから入手可)

■木造住宅耐震改修費助成事業

助成事業名	助成額	対象となる住宅および工事	
		昭和56年5月31日以前に着工された住宅	平成30年6月18日大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅
耐震改修助成事業(本格改修) 耐震性能(評点)を1.0以上に向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4(最大100万円)	○	×
耐震改修助成事業(簡易改修) 耐震性能(評点)を向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4(最大40万円)	○	○
耐震シェルター設置費助成事業 住宅の室内(主に寝室)に強固な構造物を設置し、地震により住宅が倒壊しても生命を守る空間を設置する工事に助成します。	対象工事費の4分の3(最大30万円)	○	×

※対象となる認定シェルターについては、お問い合わせください。